

令和3年3月16日（火曜日）

○出席議員（12名）

議長	中川達君	7番	生田勇人君
1番	土屋克之君	8番	恩道正博君
2番	西尾雄次君	9番	北川悦子君
3番	米田一香君	10番	夷藤満君
4番	磯貝幸博君	11番	清水文雄君
6番	七田満男君	12番	南守雄君

○説明のため出席した者

町長	川口克則君	町民福祉部長	高平紀子君
教育長	久下恭功君	町民福祉部長	助田有二君
総務部長	棚田進君	町民福祉部長 兼保険年金課長 兼福祉課長 (保健センター担当)	山田卓矢君
町民福祉部長	上島恵美君	町民福祉部長	北正樹君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)	出嶋剛君	都市整備部長	四月朔日松英君
都市整備部長 兼北部開発推進室長	銭丸弘樹君	都市整備部長	橋本良君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興担当)	松井賢志君	都市整備部長 兼地域産業振興課長	長谷川万里子君
都市整備部担当部長 (上下水道担当)	高橋均君	都市整備部 兼地域産業振興課長 兼観光振興室長	上前浩和君
教育委員会教育部長	上出功君	都市整備部 兼都市建設課長 兼北部開発推進室長補佐	法利康博君
消防本部消防長	高道三春君	都市整備部 兼上下水道課長	神農孝夫君
総務部総務課長	中川裕一君	会計管理者 兼会計課長	堀川竜一君
総務部総務課 人事秘書担当課長	吉田真理子君	教育委員会教育部 兼学校給食共同調理場所長	上出勝浩君
総務部財政課長	宮本義治君	教育委員会教育部 兼文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	重島康人君
総務部税務課長	北野享君	消防本部消防次長 兼消防署長	
町民福祉部 住民課長	福島誠一君		
町民福祉部住民課担当課長 兼環境管理室長	宮崎重幸君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 田中 義勝 君 事務局 書記 小坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 東 康弘 君

○議事日程（第3号）

令和3年3月16日 午後1時開議

日程第1

議案一括上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和2年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕から

議案第29号 内灘町道路線の認定についてまで

請願第5号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願書

請願第6号 医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める請願書

追加日程第1

議会議案第1号 内灘町公共施設管理公社特別委員会の設置について

追加日程第2

選任第2号 内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の選任



午後1時00分開議

○開 議

○議長【中川達君】 皆様、ご苦労さまでございます。

本日は3月会議の最終日となります。議員各位には、最後まで慎重審議をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、2日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第1、去る3月4日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和

2年度内灘町一般会計補正予算（第8号）から議案第29号内灘町道路線の認定についてまでの29議案及び新規に提出されました請願第5号後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願書並びに請願第6号医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める請願書を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【中川達君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

南守雄総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長 南守雄 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【南守雄君】 令和3年内灘町議会3月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、関係

部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号専決処分承認を求めることについて〔令和2年度内灘町一般会計補正予算(第8号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入18款繰入金2項基金繰入金、歳出8款土木費2項道路橋りょう費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第2号令和2年度内灘町一般会計補正予算(第9号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費、7項交通安全対策費、3款民生費4項災害救助費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、13款諸支出金2項基金費の各款項並びに第2条地方債の補正、第3条繰越明許費、2款総務費1項総務管理費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号令和2年度内灘町水道事業会計補正予算(第3号)、議案第6号令和2年度内灘町下水道事業会計補正予算(第3号)の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号令和3年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費、7項交通安全対策費、3款民生費4項災害救助費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、3項水産業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費1項公共施設公用施設災

害復旧費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普通財産取得費、2項基金費、14款予備費1項予備費の各款項並びに第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第12号令和3年度内灘町水道事業会計予算、議案第13号令和3年度内灘町下水道事業会計予算の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号内灘町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第23号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第24号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例について、議案第25号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第26号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第27号給水装置工事事業者の指定等に係る事務の委託について、議案第28号排水設備工事事業者の指定等に係る事務の委託について、議案第29号内灘町道路線の認定についての9議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和3年3月16日

総務産業建設常任委員会委員長 南守雄

○議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

清水文雄文教福祉常任委員会委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【清水文雄君】 令和3年内灘町議会3月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を

求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第2号令和2年度内灘町一般会計補正予算(第9号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項並びに第3条繰越明許費3款民生費2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、10款教育費5項保健体育費の予算に、サイクリングターミナル管理委託料900万円の増額補正が計上されています。

この管理委託料は、令和2年度当初予算に1,522万円が計上され、その後、新型コロナウイルスの影響で利用者が大幅に減少したことから、宿泊費のほか、バーベキューなど飲食関係の収入が大幅に減少したことへの補充として、昨年9月会議で900万円の管理委託料を増額したところであります。

今3月会議で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、再度管理委託料900万円を増額する予算措置となっていますが、今回の補正がコロナ禍において妥当な金額であるか、今後検証されますよう申し添えます。

議案第3号令和2年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第4号令和2年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号令和3年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3

項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、10款教育費5項保健体育費の予算に、サイクリングターミナル管理委託料として前年度同額の1,522万円の予算が計上されています。

今後、新型コロナウイルスの影響による利用者の推移を見極めながら、適切に予算執行をされるよう申し添えます。

議案第8号令和3年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第9号令和3年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第10号令和3年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号令和3年度内灘町介護保険特別会計予算の4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第17号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第18号内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号内灘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号内灘町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第21号内灘町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号令和2年度内灘町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第3号令和2年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第4号令和2年度介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号令和2年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第6号令和2年度内灘町下水道事業会計補正予算（第3号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第6号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第7号令和3

年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第8号令和3年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第9号令和3年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第10号令和3年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号令和3年度内灘町介護保険特別会計予算の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第8号から議案第11号までの4議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第12号令和3年度内灘町水道事業会計予算、議案第13号令和3年度内灘町下水道事業会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は、

原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第14号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第14号から議案第16号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第17号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第21号内灘町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第17号から議案第21号までの5議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第22号内灘町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第23号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について、

議案第24号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第22号から議案第24号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第25号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第26号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第27号給水装置工事事業者の指定等に係る事務の委託について、議案第28号排水設備工事事業者の指定等に係る事務の委託についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第25号から議案第28号までの4議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第29号内灘町道路線の認定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よ

って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、今3月会議までに受理いたしました請願を採決いたします。

まず、請願第5号後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第5号後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【中川達君】 次に、請願第6号医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。



○休 憩

○議長【中川達君】 この際、暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩



午後2時00分再開

○再 開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議を

開きます。

議事を続行いたします。

休憩中に、内灘町公共施設管理公社特別委員会の設置について議案が提出されました。

お諮りいたします。

内灘町公共施設管理公社特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町公共施設管理公社特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。



○議案の上程

○議長【中川達君】 追加日程第1、議会議案第1号内灘町公共施設管理公社特別委員会の設置についてを議題といたします。



○提案理由の説明・質疑・討論の省略

○議長【中川達君】 お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第1号は提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第1号内灘町公共施設管理公社特別委員会の設置についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議会議案第1号内灘町公共施設管理公社特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。



○選任第2号

○議長【中川達君】 追加日程第2、選任第2号内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてお手元に配付した名簿のとおり、私、議長を除く11人の委員を指名いたします。



○休 憩

○議長【中川達君】 この際、暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩



午後2時17分再開

○再 開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

休憩中に、先ほど設置されました内灘町公共施設管理公社特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、ご報告をいたします。

内灘町公共施設管理公社特別委員会委員長に生田勇人議員、副委員長に北川悦子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。



○閉議・散会

○議長【中川達君】 以上で3月会議に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、令和3年内灘町議会3月会議を散会いたします。

連日にわたり精力的に審議をしていただ

き、誠にご苦労さまでございました。

午後2時18分散会